

|        |   |
|--------|---|
| 事例項目   | 開票時の他政党の票束混入等について   |
| 事例発生日等 | 平成12（2000）年6月   |
| 担当課    | 選挙管理委員会事務局  |
| 事例概要   | <p>発生までの経過</p> <p>①平成12（2000）年6月25日（日）の衆議院選挙の開票において、開披係の担当職員が投票箱から票を出し、政党ごとに分類を行うとともに、政党名が不明確な票は疑問票とする分類作業を行った。<br/> ②開披係で分類された票のうち、疑問票については審査係が審査（※1）を行った。<br/> ③審査を受けた疑問票のうち有効票は、政党別に分類を行い、計数の上、100票ごとに束ね、輪ゴムで結束し、票箋（※2）を添付し票束を作った。<br/> ④票束を一定量とりまとめ、「得票回付（※3）係」の担当職員が開票立会人（※4）に回付した。<br/> ⑤開票立会人が、自由民主党（自民党）の100票束5個の中に、自由党（当時）の100票束1個が入っていることを発見した。また、比例区において、開票所で集計した票数が投票所で交付した票数に対し136票不足していたことも判明した。<br/> ⑥さらに開票立会人が、自民党の100票束の中に民主党名が記載された票が12～13票混入していることを発見した。<br/> ⑦これらのことに関する真相究明はできなかった。<br/> （※1～※4；備考欄参照）</p> |
|        | <p>当時の対応</p> <p>①政党が異なっていた票箋については再度チェックを行い、正しい票箋を取り付けた。<br/> ②他政党の投票用紙が混入していた票束については再度分類をし、得票回付係が開票立会人に回付を行った。<br/> ③比例区において開票枚数が投票用紙の交付枚数に対し開票枚数が136票不足していたことについては、何度も確認した結果、開票所内紛失等がないため「票の持ち帰り」以外考えられないと判断した。</p>  |
| 発生原因   | 長年の実施体制を過信しており、審査体制と異常事態発生時の検証体制に不備があった。発生原因の詳細は不明のままである。   |
| 再発防止対策 | <p>平成13年（2001）年6月17日（日）の市長選挙の開票事務（事例発生後、直近の開票事務）から、次の改善を徹底した。</p> <p>①審査係によるチェックの前に疑問票点検係を設け、二重体制による点検を行った。<br/> ②審査係と疑問票点検係間の票の受け渡し用に分類棚を新設し、票の混入を防いだ。<br/> ③審査係での票箋の付け間違いを防ぐため、チェックを二度行った。<br/> ④今後、万が一このようなことが発生した場合は、各担当者に対して厳密に事情聴取を実施し徹底的に原因究明を行い、それを記録として保存していくとともに継承していく。</p>   |
| 備考     | <p>※1 審査とは…判例、実例等の判定基準に従い、有効投票（政党名別）と無効投票（無効理由別）とに選別する作業のこと。<br/> ※2 票箋とは…票束に付ける政党名を記載した名札のこと。<br/> ※3 得票回付とは…審査や最終点検の終了した政党名等ごとの票束を開票立会人及び開票管理者に回覧する作業のこと。<br/> ※4 開票立会人とは…公職選挙法第62条の規定に基づき、衆議院名簿届出政党等より当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から届出のあった者で、投票の効力を点検し、必要があれば意見を述べるができる者のこと。</p>  |